

放課後児童健全育成事業の

設備及び運営基準条例制定のポイント

平成26年11月12日

## 設備・運営に関する基準省令による主な影響

放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）による基準を適用した場合、下記の点において検討を要する。（12月議会へ上程予定）

項目	施行後	省令
定員	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、定員を設定する	第14条(運営規程)、第9条(設備の基準)第1項及び第2項
面積要件	上記の対象児童につき、一人あたり1.65㎡を確保しなければならない ※	
常勤指導員の資格要件	① 資格要件を満たしていること かつ、 ② 必須研修を修了すること	第10条(職員)第3項
支援の単位	一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする ※	第10条(職員)第4項
運営規定	重要事項を含み、運営規定を設けなければならない	第14条(運営規定)

※ 施行予定日である平成27年4月1日時点で現に運営している事業所に対しては、一定の経過措置（5年間）を設ける。

### 第9条（設備の基準）第1項および第2項

1. 放課後児童健全育成事業所には、遊び 及び 生活 の場としての機能並びに 静養 するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- ・遊び ⇒ 室内である程度体を動かす
- ・生活 ⇒ おやつを食べたり本を読んだりして、くつろぐ
- ・静養 ⇒ 子どもが体調の悪い時などに休息する

2. 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上 でなければならない

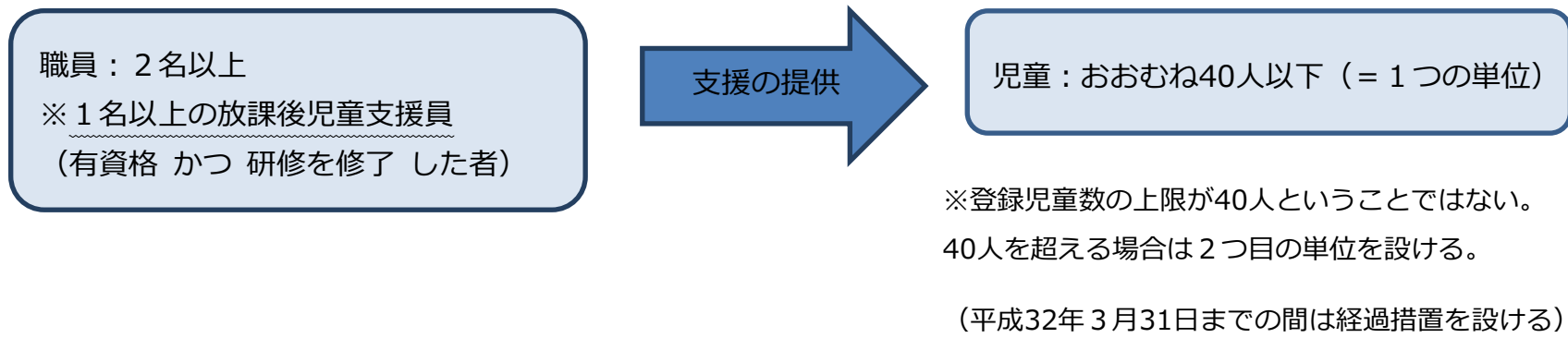
現 状 国基準の1.65㎡以上を満たしていないクラブが4箇所 (⑦・⑨・⑪・⑫)

※ 平成32年3月31日までの間は経過措置を設ける

No.	校区	実施クラブ名		実施場所		部屋面積	H26年度 受入人数	H26年度 1人/㎡	1人/1.65㎡ (国基準)	1人/1.00㎡ (参考基準)	備考2
1	住吉	住吉放課後児童クラブ		下中島公民館2階	第2研修室 (和室)	46.05㎡	19人	2.42㎡	28人	46人	市直接雇用の職員
2	上中島	上中島放課後児童クラブ		上中島公民館2階		71.5㎡	7人	10.21㎡	43人	72人	市直接雇用の職員
3	松倉	松倉放課後児童クラブ		松倉公民館1階		42.9㎡	8人	5.36㎡	26人	43人	市直接雇用の職員
4	大町	こばと 児童クラブ	(既存)	こばと児童センター	児童クラブ室 (プレールーム)	23.11㎡	6人	3.85㎡	14人	23人	指定管理者の職員
					集会室(研修室)	31.69㎡			19人	32人	← 移設した場合
5	村木	【村木こども教室(待機スペース)】		村木小学校2階		(60㎡)	(38人)	(1.57㎡)	(36人)		火・木・(金)15:00~16:00 1・2年生のみ
6	上野方	上野方放課後児童クラブ		上野方公民館1階		115.75㎡	19人	6.09㎡	70人	116人	市直接雇用の職員
⑦	本江	つばめ 児童クラブ	第1(既存)	つばめ児童センター	児童クラブ室	56㎡	56人	1.00㎡	34人	56人	指定管理者の職員
			第2(既存)		図書室	36㎡	22人	1.63㎡	22人	36人	工作室(46.0㎡)に振替える ことも不可能ではない?
8	片貝	片貝放課後児童クラブ		片貝小学校2階	さわらび教室	56㎡	11人	5.09㎡	34人	56人	市直接雇用の職員
⑨	吉島	ひばり 児童クラブ	第1(既存)	ひばり児童センター	児童クラブ室	48㎡	50人	0.96㎡	29人	48人	指定管理者の職員
			第2(既存)		第2児童クラブ室 (集会室)	24㎡	26人	0.92㎡	15人	24人	図書室(34.0㎡)に振替える ことも可能。創作活動室は×
10	西布施	【西布施こども教室(待機スペース)】		西布施小学校2階		(51㎡)	(46人)	(1.10㎡)	(30人)		平日 15:00~16:30 1~6年生
⑪	道下	すずめ 児童クラブ	(既存)	すずめ児童センター	児童クラブ室	46.37㎡	59人	0.78㎡	28人	46人	指定管理者の職員
			(新設)		図書室	34.78㎡			21人	35人	← 新設を想定
⑫	経田	かもめ 児童クラブ	(既存)	かもめ児童センター	図書室	36.33㎡	27人	1.34㎡	22人	36人	指定管理者の職員
					ふれあい広場 (児童クラブ室)	53.12㎡			32人	53人	← 移設した場合
合計						632.15㎡	283人		383人	632人	

## 第10条（職員）

1. 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
2. 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
3. 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。（※次ページ参照）
4. 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
5. 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。



## 第10条（職員） 第3項 ～放課後児童育成支援員の資格について～

### 各号のいずれかに該当する者であって

1. 保育士の資格を有する者
2. 社会福祉士の資格を有する者
3. 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
4. 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
5. 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
6. 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
7. 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8. 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
9. 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上 放課後児童健全育成事業に類似する事業 に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

かつ

都道府県知事が行う研修を終了すること

※研修の修了については、平成32年3月31日までの間は、同日までに修了を予定する者も含める経過措置あり。

## 第14条（運営規程）

### 事業所ごとに次の各号を定めなければならない

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 職員の職種、員数及び職務の内容
3. 開所している日及び時間
4. 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
5. 利用定員
6. 通常の事業の実施地域
7. 事業の利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項

今後、直営放課後児童クラブ5箇所、児童センター併設児童クラブ5箇所においても、それぞれ個別に運営規定を作成する必要がある

また

事業者は届出を行わなければならない

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業を行う事業者（国、都道府県及び市町村意外の者）は、あらかじめ市町村へ届け出をすることとなった（魚津市において該当なし）。 ※ 届出の内容については、別省令にて提示予定